

平成29年第3回墨田区議会定例会提出予定案件

〈予算〉

- 1 平成29年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占用に関する条例の一部を改正する条例

〈その他〉

- 1 すみだ健康ハウスの指定管理者の指定の期間の変更について

〈報告〉

- 1 平成28年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 平成28年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 平成28年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 平成28年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成29年第3回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（29.6.14 公布、同日施行(29.4.1 適用)）を踏まえ、次のとおり補償基礎額の扶養親族に係る加算額及び介護補償額の改定を行う。

ア 補償基礎額の扶養加算額の改定

区 分	加算額	
	現 行	改正案（平成30年度以降）※
(1) 配偶者	450円	200円
(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	・2人まで 1人200円 （(1)に該当する扶養親族がなく、扶養親族である(2)に該当する子がある場合にあっては、そのうち1人については450円）	300円
(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		200円
(4) 60歳以上の父母及び祖父母		200円
(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		200円
(6) 重度心身障害者	・その他の扶養親族については1人につき167円	200円

※ 経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わず、経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医の扶養親族に係る加算額は、(2)を除き、100円とする。

※ 平成29年度については経過措置あり

イ 介護補償額の改定

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき（他人介護）。【上限】	104,950円	105,130円	52,480円	52,570円
(2) 親族等による介護を受けたとき（家族介護）。【最低保障】	57,030円	57,110円	28,520円	28,560円

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

2 墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

不燃建築物への建替えや木造住宅の耐震改修等を促進するため、コミュニティ住宅の一時使用をすることができる者の居住範囲を墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例に定める緊急対応地区に拡大する。

(2) 施行期日

本年10月1日

3 墨田区立豎川第一公園における仮設の施設の占有に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都市公園法施行令の一部改正（29.6.14 公布、29.6.15 一部施行）により引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日

<その他>

1 すみだ健康ハウスの指定管理者の指定の期間の変更について

(1) 変更理由

すみだ健康ハウスにおける施設詳細調査の結果、指定期間満了前に施設を再開することが困難であるため、当該施設の指定管理者の指定の期間を変更する。

(2) 指定の期間	変更前	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
	変更後	平成27年4月1日から平成29年9月30日まで